令和４年７月６日
市民生活課

浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者の募集に関する募集要項及び仕様書の訂正について

浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者の募集に関して、記載内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。訂正内容をご確認のうえご応募のご検討をお願いします。

【概要】

「募集要項」P16 資料２位置図及び概要図で示す舞阪吹上墓地の管理範囲（赤枠囲み）について、「募集要項」P2 及び「基本協定書（案）及び仕様書」P20、P25 に明記している浜松市舞阪吹上墓地管理面積数の誤りがあったため訂正します。また、これに伴い管理総面積数についても訂正します。

なお、管理範囲を変更するものではないため、募集内容及び指定管理料の変更はありません。

【訂正箇所】

①募集要項

ページ	訂正箇所・内容	誤	正
P2	１（２）施設概要等 【墓園・墓地】表中 「舞阪吹上墓地」の「総面積」欄	5,220.00 ㎡	8,818.00 ㎡
P2	１（２）施設概要等の欄外 「＊指定管理者の各年度管理面積」について	令和５年度～令和９年度まで 19,044 区画　266,919.3 ㎡	令和５年度～令和９年度まで 19,044 区画　270,517.3 ㎡

②基本協定書（案）及び仕様書

ページ	訂正箇所・内容	誤	正
P20	基本協定書別紙１ 管理施設　【墓園・墓地】表中 「舞阪吹上墓地」の「敷地面積」欄	5,220.00 ㎡	8,818.00 ㎡
P25	仕様書 １（２）施設概要等　【墓園・墓地】表中 「舞阪吹上墓地」の「総面積」欄	5,220.00 ㎡	8,818.00 ㎡
P25	仕様書 １（２）施設概要等の欄外 「＊指定管理者の各年度管理面積」について	令和５年度～令和９年度まで 19,044 区画　266,919.3 ㎡	令和５年度～令和９年度まで 19,044 区画　270,517.3 ㎡

以上

募集要項（抜粋）

浜松市墓園・墓地及び納骨堂
指定管理者募集要項

浜松市市民部市民生活課

【訂正】
募集要項
P2

1　対象施設の概要

（１）施設名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
浜松市中沢墓園	浜松市中区中沢町５番
浜松市三方原墓園	浜松市北区根洗町 784 番地
浜松市舞阪吹上墓地	浜松市西区舞阪町舞阪 2697 番地の 18
浜松市雄踏墓地(1 号区及び2 号区)	浜松市西区雄踏町宇布見 5961 番地の 4
浜松市雄踏墓地(3 号区)	浜松市西区雄踏町山崎 1787 番地
浜松市細江高台墓地	浜松市北区細江町中川 7172 番地の 1954
浜松市船明墓地	浜松市天竜区船明 2065 番
浜松市納骨堂	浜松市北区三方原町 2420 番地の 2

※資料２「墓地の位置図及び概要図」参照

（２）施設概要等

【墓園、墓地】

項　目	墓所１区画面積（㎡）	総面積（㎡）	全体区画数
浜松市中沢墓園	1.65、3.30	70,396.00	2,989
浜松市三方原墓園	1.44、3.0、3.30、3.75、9.91	161,041.00	11,912
浜松市舞阪吹上墓地	1.49	5,220.00	521
浜松市雄踏墓地(1 号区及び 2 号区)	1.20、1.50	2,378.00	506
浜松市雄踏墓地(3 号区)	1.39		
浜松市細江高台墓地	1.44	1,489.00	517
浜松市船明墓地（令和４年度現在）	2.00、3.00、3.25	26,395.30	2,628

正：8,818.00

＊指定管理者の各年度の管理面積

・令和５年度～令和９年度まで　19,044 区画　266,919.3 ㎡

正：270,517.3㎡

＊各年の指定管理料は、管理面積の変動に連動して変更するものであり、当初合意された条件（面積等）が著しく変わる場合は、指定管理料について指定管理者と協議する。

【納骨堂】

名　　称	構造等	延床面積(㎡)	収蔵能力
浜松市納骨堂	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造１階建	311．94	永年収蔵　6,000 体 期限付収蔵 3,000 体

（３）施設の設置目的

焼骨を埋蔵する墓所及び収蔵する場所を市民に提供するため墓園・墓地、納骨堂を設置するものです。

（４）業務時間　　午前８時３０分～午後５時１５分

（５）休業日　　年末年始（１２月２９日～１月３日）

ただし、供物等の処分については、年末年始の期間中も業務を行う。

（６）年間利用予想者数、主な利用者

利用予想者数　　130,000 人

主な利用者　　墓参者、一般市民（散策等）

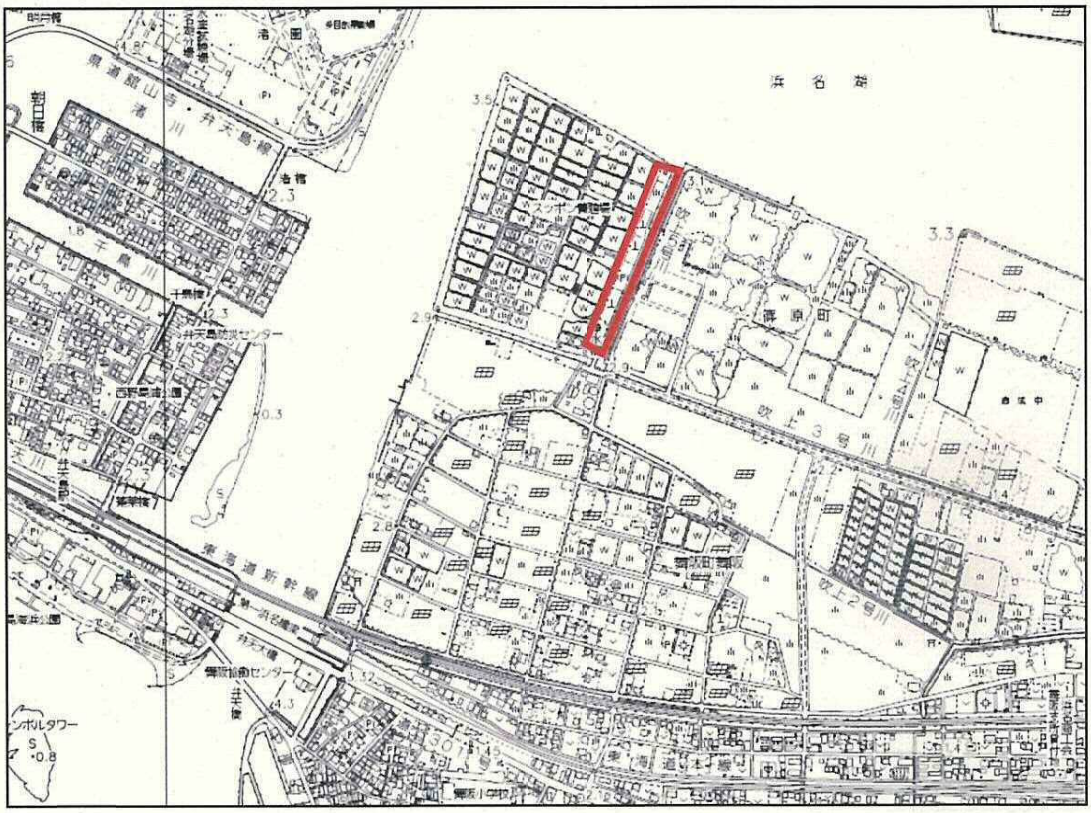
（７）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」とい

【参考：舞阪吹上墓地管理範囲】
募集要項
P16　平面図に示す管理範囲（赤枠）に
ついては、訂正なし。（こちらは正しい表記）

資料２　墓地の位置図及び概要図

浜松市舞阪吹上墓地（浜松市西区舞阪町舞阪 2697 番地の 18）



基本協定書（案）
（抜粋）

令和５年度～令和９年度
浜松市墓園・墓地及び納骨堂の管理に関する
基本協定書（案）

【訂正】
基本協定書（案）及び仕様書
P20　基本協定書　別紙１

別紙１　管理物件

管理施設

【墓園・墓地】

名　　称	所　　在　　地	敷地面積（㎡）
浜松市中沢墓園	浜松市中区中沢町５番	70,396.00
浜松市三方原墓園	浜松市北区根洗町 784 番地	161,041.00
浜松市舞阪吹上墓地	浜松市西区舞阪町舞阪 2697 番地の 18	5,220.00
浜松市雄踏墓地(1 号区及び 2 号区)	浜松市西区雄踏町宇布見 5961 番地の 4	2,378.00
浜松市雄踏墓地(3 号区)	浜松市西区雄踏町山崎 1787 番地	
浜松市細江高台墓地	浜松市北区細江町中川 7172 番地の 1954	1,489.00
浜松市船明墓地	浜松市天竜区船明 2065 番	26,395.30

※敷地内管理棟及びトイレ等建屋、外構、植栽の管理を含む

正：8,818.00

【納骨堂】

名　称	所　在　地	構造等	延床面積(㎡)
浜松市納骨堂	浜松市北区三方原町 2420 番地の 2 （三方原墓園内）	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造１階建	311．94

管理物品

（１）浜松市三方原墓園

備品等（I 種）

品　名	規　　格	数量	備考
共立 チェーンソー	ＣＳＥ２７０１Ｔ	１台	
共立 刈込み機	ＨＴＥ６０	１台	
会議用机	ＩＴＯ長机ＢＯＦＴ４	２台	
長椅子	プラスＬＰ５７０	２脚	
ベンチ	コクヨＣＮ－４３８ＢＴＫＭ２	１脚	
両開保管庫	コクヨＢＷＮ－Ｓ７９Ｆ１	２個	
両開保管庫	コクヨＢＷＮ－Ｓ５９Ｆ１	１個	
両開保管庫	コクヨＳ－Ｚ６３５Ｇ	１個	
両開保管庫	オカムラ４２９４ＺＺ	１個	
両開保管庫	オカムラ４２３６ＺＺ	５個	
ロッカー	コクヨＬＫ－Ｚ４	１個	
フラワーボックス	プラスＦＲ－１２００	１個	
ワゴン	コクヨＹＸＺ－ＳＷ８ＳＡＮＮ	１個	
書架	コクヨＢＷＳ－ＳＫ６１６Ｆ１	４個	
ファクシミリ	ブラザーＭＦＣ－８６０ＣＤＮ	１台	
長靴	防護服用長靴	１足	
蜂用防護服	ヘルメット・手袋・服	１式	
テレビ	パナソニックＴＨ－２０ＬＸ７０	１台	

仕様書（抜粋）

浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者仕様書

浜松市市民部市民生活課

【訂正】
基本協定書（案）及び仕様P25　仕様書

浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者仕様書

浜松市墓園・墓地及び納骨堂（以下「墓園等」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1　施設の概要に関する事項

（1）名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
浜松市中沢墓園	浜松市中区中沢町 5 番
浜松市三方原墓園	浜松市北区根洗町 784 番地
浜松市舞阪吹上墓地	浜松市西区舞阪町舞阪 2697 番地の 18
浜松市雄踏墓地(1 号区及び 2 号区)	浜松市西区雄踏町宇布見 5961 番地の 4
浜松市雄踏墓地(3 号区)	浜松市西区雄踏町山崎 1787 番地
浜松市細江高台墓地	浜松市北区細江町中川 7172 番地の 1954
浜松市船明墓地	浜松市天竜区船明 2065 番
浜松市納骨堂	浜松市北区三方原町 2420 番地の 2

（2）施設概要等

【墓園、墓地】

項　目	墓所 1 区画面積（㎡）	総面積（㎡）	全体区画数
浜松市中沢墓園	1.65、3.30	70,396.00	2,989
浜松市三方原墓園	1.44、3.0、3.30、3.75、9.91	161,041.00	11,912
浜松市舞阪吹上墓地	1.49	5,220.00	521
浜松市雄踏墓地(1 号区及び 2 号区)	1.20、1.50	2,378.00	506
浜松市雄踏墓地(3 号区)	1.39		
浜松市細江高台墓地	1.44	1,489.00	517
浜松市船明墓地（平成 29 年度現在）	2.00、3.00、3.25	26,395.30	2,628

正：8,818.00

＊指定管理者の各年度の管理面積

・令和５年度～令和９年度まで　19,044 区画　266,919.3 ㎡

正：270,517.3㎡

＊各年の指定管理料は、管理面積の変動に連動して変更するものであり、当初合意された条件（面積等）が著しく変わる場合は、指定管理料について指定管理者と協議する。

【納骨堂】

名　　称	構造等	延床面積(㎡)	収蔵能力
浜松市納骨堂	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 1 階建	311.94	永年収蔵　6,000 体 期限付収蔵 3,000 体

（3）使用料の規定

※新規利用申請時に永代使用料分と管理費用分の合計額を徴収